

1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和6年 3月11日
午前10時00分 開議
於 議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【総務部関係】

①議案第2号 安芸高田市附属機関設置条例

②議案第3号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部を改正する条例

(2) 議案審査【企画部関係】

①議案第5号 安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関
する条例

②議案第6号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

③議案第7号 安芸高田市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例

(3) 所管事務調査【企画部関係】

①地域公共交通計画について

(4) 議案審査【教育委員会関係】

①議案第20号 安芸高田市学校給食費の管理に関する条例

②議案第21号 安芸高田市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

(5) 所管事務調査【教育委員会関係】

①学校規模適正化推進事業について

3、陳情・要望等審査

(1) 自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度を策
定することを求める意見書を執行部に提出すること (陳情)

4、その他

(1) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(7名)

委員長 芦 田 宏 治

委員 南 澤 克 彦

委員 熊 高 昌 三

委員 大 下 正 幸

副委員長 山 本 数 博

委員 田 邊 介 三

委員 秋 田 雅 朝

3. 欠席委員は次のとおりである。(1名)

委員 先川和幸

4. 委員外議員(なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(34名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	高藤誠
企画部長	高下正晴	産業部長	森岡雅昭
教育次長	柳川知昭	教育参事	和田治子
総務課長	新谷洋子	財産管理課長	小櫻静樹
財政課長	沖田伸二	政策企画課長	佐々木満朗
社会環境課長	若狭孝祐	社会福祉課長	岡野あかね
子育て支援課長	佐藤弘美	農林水産課長	森田修
商工観光課長	松田祐生	管理課長	神田正広
教育総務課長	内藤麻妃	学校教育課長	津賀山泰佑
生涯学習課長	児玉晃	政策企画課課長補佐	安田勝明
総務課行政係長	塚本真樹	総務課職員係長	船津晃一
財産管理課管理・営繕係長	大田拓也	財政課財政係長	小野哲司
政策企画課企画調整係長	下瀬秋穂	商工観光課観光係長	藤堂洋介
教育総務課学校施設係長	玉井郁生	教育総務課学校統合推進室統合推進係長	岡本充行
給食センター副所長	浮田健治	生涯学習課文化・スポーツ係長	井木一樹
商工観光課観光係主査	松笠和治	商工観光課商工係専任主査	兼村恵

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	藤井伸樹
主任主事	山口渉		

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

○芦田委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより第16回総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、2月22日開会の本会議において付託のあった7件の議案審査、2件の所管事務調査、1件の陳情要望等の審査を行います。

議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。

石丸市長。

○石丸市長 それでは、審査と調査について職員から説明を行います。よろしくお願ひします。

○芦田委員長 それでは、議事に入ります。

これより総務部に係る議案審査を行います。

議案第2号、安芸高田市附属機関設置条例、議案第3号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括で議題といたします。

執行部より説明を求めます。

新谷総務課長。

○新谷総務課長 議案第2号、第3号について要点の説明をします。

説明資料の1ページをお願いします。

1、制定及び改正概要です。附属機関に該当する委員会等で、条例が未制定のものがあるため、安芸高田市附属機関設置条例を制定し、その制定に合わせて、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例で定める各種委員を整理し、改正するものです。

2、附属機関とはですが、地方自治法の第202条の3第1項において、附属機関は法律もしくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議または調査等を行う機関とすると規定されています。具体的には、記載のとおりです。

3、制定及び改正内容です。議案第2号では、現在の附属機関等を見直した結果、条例別表にある18の附属機関を新たに規定します。

議案第3号では、附属機関の整理に伴い、附属機関の委員を8追加し、12廃止するとともに、別表を地方公務員法第3条第3項に基づく区分とするものです。

第2号、第3号とも、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で要点の説明を終わります。

○芦田委員長 これより質疑を行います。本案2件を個別に質疑を行います。

まず、議案第2号、安芸高田市附属機関設置条例に対する質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 附則の第5に人権福祉センター設置及び管理条例の一部を次のように

改正するということで、第14条を削るということになつてはるんですけど、人権福祉センターの運営協議会を置くということになつてはるんですが、これはなぜ、廃止されるんでしょうか。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
若狭社会環境課長。

○若狭社会環境課長 14条を削るということなんですけれども、このたびの附属機関設置条例、あるいは要綱があるものについて二重になっているそういうものなどを今回消すことにしております。

この14条を消すことによって、今後に問題があることはないので、人権福祉センターの運営自体に問題はありませんので、こういうまとめでの条例の取りまとめの中で、14条を消すという形にしております。

以上です。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 新しく設置される条例と以前あった人権福祉センター設置条例と二重になるということで、人権福祉センター設置条例の委員を削除するというふうに今言われたように思うんですが、それでいいですか。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
若狭課長。

○若狭社会環境課長 そのとおりです。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 新しい条例のどこに書いてあるんでしょうか。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
若狭課長。

○若狭社会環境課長 時間をもらうことができますか。

○芦田委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて再開いたします。

若狭課長。

○若狭社会環境課長 大変失礼しました。前言を修正させていただきます。

この14条については、既に役目を終わったということで今回抹消するものでございます。新しいものについてはもう抹消されたままとして、どこにも載らないという状況であります。

以上です。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 人権福祉センターというのはまだ、高宮と甲田と2施設あるもんですね。これは元は隣保館設置事業でそういった施設ができてきた経緯があって、隣保館設置事業の目的に沿うために協議会、審議会を設けて、そ

の館の運営について答申するとか、そういうような中身だと思います。

去年だったが、高宮の人権福祉センターの役割と甲田の人権福祉センターの役割を説明されたと思いますが、隣保館事業というのは安芸高田市はもうせんと、そういうところに対して、ただ単に館、施設があるというふうな方針で進めるいうことでよろしいのでしょうか。

○芦田委員長 　　ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

若狭課長。

○若狭社会環境課長 　人権福祉センターの存在価値も今後多くなることはあれ、今までよりも下がることはありません。新年度については、高宮と甲田、統合して一貫体制とすることとしてはおりますが、それによって人権行政を軽んじるとか、あるいは人権行政の総量を下げていくとか、そういったことは考えておりません。

以上です。

○芦田委員長 　　山本委員。

○山本委員 　　その重要性の下がることはないと言われたんですけど、その館の運営について、隣保館事業というのは、話をすると随分長くなるんですが、その目的がありますよね。その目的を達成するために審議会を設けて、館の運営について決めてやっていこうというためにその審議会が設置してあったんですね。まだあるのに、もうなくするということは、そういう隣保館事業の目的は達成するための審議をしてもらうことも要らんと、そういうふうにはしか見られんのですが、それでいいんですかということは今、問うているんです。

その館はあるんですけど、そういったことも不要だと。審議して、目的のためにいろいろな意見を出してもらうことはいいんだということになったということで理解してよろしいですか。

○芦田委員長 　　若狭課長。

○若狭社会環境課長 　審議会自体が置くことはできるとなっていたんですが、実際その審議会を置いて審議したという経緯がないという状況がありました。ただ、それでこの14条なくしたからといって繰り返しになりますが、この人権啓発なりをやめていくということは一切なくて、1館体制にしてより強固に、市全体に対して同じ内容で運営していくことを目指しているものでありますので、今までよりも人権行政なりが下がるというようなことはございません。

以上です。

○芦田委員長 　　答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 　　同じく廃止について何うものですが、農業構造改善審議会条例が廃止ということなんですが、先ほど説明がなかったんですが、2点ほど農業改善審議会と畜産振興対策ということが、条例が廃止になったんですが、

理由の説明をお願いいたします。

○芦田委員長 森岡産業部長。

○森岡産業部長 この2条例の廃止ですけれども、まず農業構造改善審議会条例、これが廃止になったというのが、現在行っております農業再生協議会に移行しております。移行したときに廃止すべきものが残っておったということで今回廃止をするものです。

それから、2点目の安芸高田市畜産振興対策審議会条例、これにつきましても、現在は畜産クラスターのほうでやっております。それを同じく残っておったということでの廃止ということです。

○芦田委員長 秋田委員。

○秋田委員 農業再生協議会と畜産クラスターですか、これがもうその事業で取り組んでいるので廃止だということで、平成16年ということは合併以来ずっと続いてきたものだと思うんですが、それで今時点そういう協議会は名前が変わって継続するので、例えば、畜産振興に関してその協議とかをする場がなくなったという考えではなくて、今後も続けていくんですよという考えでよろしいですね。

○芦田委員長 森岡部長。

○森岡産業部長 おっしゃるとおりです。これからも名前が変わって継続しておることをございます。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第2号に対する質疑を終了いたします。

次に、議案第3号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第3号に対する質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第2号、安芸高田市附属機関設置条例、議案第3号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第2号、議案第3号の審査を終了します。

ここで説明員の入替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより企画に係る議案審査を行います。

議案第5号、安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長

本案は、公共施設の使用料について、受益者負担の適正化の考え方に基づき、安芸高田市機関集会所設置及び管理条例など関係する計5条例を改正するものです。

説明資料の1ページをお開きください。

1、改正概要です。公共施設の更新費用や維持管理費用の抑制に取り組んでいます。また、昨年9月、総務文教常任委員会で公共施設の受益者負担の適正化について、必要性や今後の方針を説明しました。

次に、2、改正する条例は記載しています5条例です。

2ページを御覧ください。

3、改正内容です。使用料の適正化に伴う改正は、現在の1.5倍を上限に使用料を改正します。これは、現在の使用料と目標にしたあるべき使用料の差が大きいため、段階的に見直すこととしたためです。また、条例に規定する使用料は、消費税抜きの表示とします。

アの基幹集会所等は、1ページの記載のとおり、目標にしたあるべき使用料が約2.7倍となっています。よって、約1.5倍増額します。これにより、受益者負担割合は13.3%の見込みです。イの体育館は、目標にしたあるべき使用料が約3.7倍ですので、約1.5倍増額します。これにより、受益者負担割合は20.2%の見込みです。

3ページをお開きください。ウのグラウンドは、目標にしたあるべき使用料が約2.0倍ですので、約1.5倍に増額します。これにより、受益者負担割合は37.8%の見込みです。

ここまでが、昨年9月の総務文教常任委員会において、事前に御説明した内容に伴う改正です。

次に(2)高宮ハーモニー広場の見直しは、ゲートボールコート1面から、グラウンド1面へ改正し、グラウンドの面積基準に合わせて使用料を改正します。(3)は、川根小学校の閉校に伴い、社会体育施設等に体育館を追加します。(4)のテニスコート等の見直しは、八千代中央グラウンドテニスコート、吉田運動公園テニスコート、吉田運動公園ゲートボールコートを、グラウンドの面積基準に合わせて、使用料を改正し

ます。そのため、八千代中央グラウンドテニスコートは、1.5倍を超えることとなります。また、吉田運動公園テニスコートの施設分とゲートボールコートは減額となります。(5)のB&G海洋センター研修室の追加は、これまで、規定されていなかった研修室の使用料を、基幹集会所等の面積基準に合わせて規定します。(6)のB&G海洋センタープールの見直しは、時間区分当たりから1時間当たりに改正します。これは、プール以外の施設が1時間当たりの単位となっているため、単位をそろえるものです。なお、改正前の時間区分は9時から13時、13時から17時など、4時間当たりとなっています。

5ページをお開きください。

4、施行期日です。使用料の適正化に伴う改正は、令和6年10月1日から施行します。

次に、高宮ハーモニー広場の見直しと、B&G海洋センター研修室の追加に伴う改正は、公布の日から施行します。

続いて、川根小学校体育館の追加に伴う改正は、令和6年4月1日から施行します。

議案書の1ページを御覧ください。

第1条は、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部改正です。

8ページをお開きください。

第2条は、安芸高田市立学校施設使用料条例の一部改正です。

9ページを御覧ください。

第3条から第5条は、安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部改正です。

14ページをお開きください。

第6条は、安芸高田市吉田運動公園設置及び管理条例の一部改正です。

16ページをお開きください。

第7条、第8条は、安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部改正です。

以上で、説明を終わります。

○芦田委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

山本委員。

○山本委員 料金改定で皆上がるとるんですけど、値上げに伴って財政負担がどのぐらい軽減されるんだろうかというのが気になるので、その辺をお聞かせください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

沖田課長。

○沖田財政課長 それぞれ2ページもしくは3ページに改正した推計した使用料の金額を書いています。例えば、基幹集会所でいけば推計した使用料が780万7,000円、左側1ページでございます、現在の使用料を535万7,000円、その差額が財政負担が軽減される見込みの金額となっています。



- 以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。
- 山本委員 分かりました。値上げによって市民活動、その辺の影響はどのようにお考えですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
沖田課長。
- 沖田財政課長 これまで5年ごとに使用料を改正するというところで取組を行っていません。前回行ってから5年が経過してしまっていて、このように使用料を改正するという方針は以前からお伝えしています。このように受益者負担の適正化を図りつつ、改正をしていきたいというふうを考えてます。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員 説明資料の5ページで、施行期日について記述してございますけれども、それぞれ施行期日が3項目異なっているんですが、なぜ、施行期日がそれぞれ違うのかお伺いします。
- 芦田委員長 沖田課長。
- 沖田財政課長 施行期日のまず使用料の適正化に伴うものは、令和6年10月1日ということで、これは昨年の9月の総務文化常任委員会で事前に説明をさせていただいて周知期間を十分設けるということで半年後の10月1日ということにしています。高宮ハーモニー広場の見直しとB&G海洋センター研修室の追加は既に施行する必要があるということで、公布の日からということなんです。川根小学校の体育館の追加に伴ってということになりますけれども、こちらは4月1日、閉校に伴ってということなので、4月1日からの施行ということで今回は、それぞれ別の施行期日の設定をしています。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
秋田委員。
- 秋田委員 高宮ハーモニー広場とB&Gここは公布の日となっているので、ただ、先ほど一番目の使用料適正化のそれぞれ10月1日については既に周知期間も含めてそうするんですよと。だけれど、ハーモニー広場について公布の日ということは、周知徹底はどうなっているか不安なんですけど、お願いいたします。
- 芦田委員長 児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 高宮ハーモニー広場とB&G、交付の日から施行ということなんですけれども、まず高宮ハーモニー広場の使用料につきましては、改正前、ゲートボールコート1面につき50円となっております。現在のグラウンド面積基準に応じた1時間150円をもう既に徴収しております。本来であれば、令和元年に公共施設使用料等の適正化が行われたときに、条例

改正をすべきものであったんですが、そのときされていなかったということがありました。

よって、今回議案の第3条で1時間当たり150円を規定するとともに、施行期日を公布の日からとして是正をし、その上で、第5条で1時間当たり税抜き200円の増額改正を行って、10月1日から施行するものです。

同様にB&G海洋センター研修室につきましても、使用料の規定がなかったということなんですが、これも既に基幹集会所等の面積基準に応じた、1時間当たり700円を既に徴収しております。これも同様に、令和元年に条例改正をすべきものだったんですけども、されていなかったということで今回議案の第7条で、1時間当たり700円を規定し、施行期日を公布の日からとして是正をして、その上で、第8条で1時間当たり税抜き940円、これは10月1日からということになります。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 利用率が使用料の変化によって変わるかわからないかっていうのは、難しい要素になると思うんですけども、その辺の見込みをどのように考えておられるのか。それに伴ってということもあるんですが、使用料の徴収総額がこれまでと比べて幾らになるかという算定をされておれば、お伺いしたいと思います。

○芦田委員長 沖田課長。

○沖田財政課長 利用率につきましては、現在1ページに記載しております利用率については、2019年に積算をしたものになります。改めて今回使用料を改正するに当たって、利用率については同じものを適用する形で試算をしています。人口が減少していく中で、なかなか使用率を上げるということも難しいところではございますけれども、できるだけ使用していただいて、使用率が上がることを臨んでいきたいというふうに思います。

金額につきましては、1ページのところに現在の使用料の記載をしておりますけれども、2ページ、3ページにおいて、それぞれの段のところに推計した使用料をそれぞれ記載しております。今回改正することに伴っては、それぞれ表の下に書いておる使用料を見込んでおることになります。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高委員 それぞれ足し算をしていけばいいんでしょうけれども、総額の見込みというのは、金額としての見込み総額というのは、算定はしてありませんか。

○芦田委員長 沖田課長。

○沖田財政課長 言われるように足し算をすればということになるんですけど、お時

間をいただきたいです。

大変お待たせしました。

今回、記載しております基幹集会所体育館グラウンドでおきますと、約1,000万円使用料が上がってくる試算になっております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 基幹集会所、体育館、グラウンドそれぞれあるべき使用料まで約2.7倍だったり、3.7倍だったり、2倍だったりところが目指すべきところまでの開きというのがまちまちだと思うんですけども、今回押しなべて1.5倍ずつ上げていくということだと思います。

また5年ぐらいたったら料金の見直しがあるのかなとお話伺って思うんですけども、これは目標を目指すべきところになるまで1.5倍ずつ上げていくというような考え方でいらっしゃるのでしょうか。

○芦田委員長 沖田課長。

○沖田財政課長 現在、試算したのは2019年の時点で試算をしています。これは新型コロナの状況がありまして、その状況の前の数字を使用して試算をしています。5年後ということになりますけれども、やはり今回改正をした後に、また状況を見ていきます。その状況において利用率だったり、受益者負担の割合だったりを再度試算することになると思います。その状況を見て料金改定をしていくことになりますので、今の数字から、単純に1.5倍、1.5倍とはならないかなと考えています。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第5号、安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第5号の審査を終了いたします。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

~~~~~○~~~~~

- 芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
次に、議案第6号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
沖田財政課長。
- 沖田財政課長 本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者候補者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。  
説明資料1ページを御覧ください。  
2024年度、新たに協定を締結する指定管理者制度導入施設は、42施設で、このうち39施設は令和5年第4回定例会において既に議決をいただきました。  
8ページをお開きください。このたびは上から2つ目の安芸高田市美土里町神楽門前湯治村と安芸高田市道の駅北の関宿安芸高田と安芸高田市たかみや湯の森の計3施設です。  
指定の年数はいずれも1年間となっております。  
なお、議案書は、対象の3施設を関係条例ごとに掲載しております。  
以上で、説明を終わります。
- 芦田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
田邊委員。
- 田邊委員 今回、指定期間を1年にされたというのは、統合してみても実際やってみないと分からない部分があって、そこを1年間やってみて来年度また新たに増額をしないといけないとか減額でもいいとかそういった判断をするために1年間に指定したというふうに認識してるんですけども、それでよろしいでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
松田課長。
- 松田商工観光課長 委員のおっしゃるとおりでございます。全ての観光施設に言えることではございますが、運営面での固定化、マンネリ化です。そういったところ短期的に経営状況を確認しながら、継続的に協議確認することが望ましいと考え、単年度での契約としています。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
米村副市長。
- 米村副市長 補足します。先ほど商工観光課長が話したように、考え方は全般の話であって、今回の統合とは関係ありません。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第6号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について  
の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第6号の審査を終了いたします。  
ここで説明員の入替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
次に、議案第7号、安芸高田市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収  
条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長 それでは、議案第7号、安芸高田市携帯電話等エリア整備事業分担金  
徴収条例について、説明資料に基づき要点の説明をします。

説明資料を御覧ください。

本案は、携帯電話の不感地域の解消を図るため、市が事業主体となり、  
国の補助事業を活用し、電気通信事業者から相応の負担を求めながら事  
業を進めようとするものであり、事業に賛同し、参入する電気通信事業  
者から分担金を徴収することができるよう条例を制定するものです。

分担金の負担割合については、総務省からの通知により、下段の表の  
とおり、事業に参画する受益者の数と整備地域に応じて、それぞれの割  
合を設定しています。

それでは、議案を御覧ください。

議案第7号、安芸高田市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例で  
す。第1条は、先ほど説明しました分担金を徴収するため、本条例を制  
定する趣旨を規定したものです。第2条は、事業により設置した通信施  
設と設備を使用する電気通信事業者から分担金を徴収することを規定し  
ています。第3条は、徴収する分担金の額について規定しています。分  
担金の負担割合は、先ほど説明したとおりです。第4条は、分担金の納  
付期日について、第5条は、分担金は一括して徴収すること、第6条は、  
受益者に変更があった場合の届出について、第7条は、分担金の徴収を

猶予又は減免する場合について、第8条は、分担金の還付について、第9条は、分担金の額の変更について、第10条は、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしています。

当該条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

- 芦田委員長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員　　説明を聞き漏らしたかもしれないんですけども、この分担金の負担割合のところ、例えば、210分の23とか35分の2とかあるんですけども、そもそもこれは何の210分の23とか、そういう数字になるんでしょうか。
- 芦田委員長　　答弁を求めます。  
佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長　　整備事業費に対しましての負担割合でございます。
- 芦田委員長　　答弁を終わります。  
南澤委員。
- 南澤委員　　整備事業費ということですので、1回で整備された事業についてだと思うんですけども、供用の開始につき最初35分の2で、施設の整備につきというのは、最初は35分の2で、その後、整備をまた整えたときがあったときには、またその上の210分の23というような数字が出てくるということなんでしょうか。
- 芦田委員長　　答弁を求めます。  
佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長　　1回総事業費になりますので、整備に当たりまして設計費でありますとか工事費、そういったものがトータルであります。その額に対して先ほどの過疎地域で1事業者の場合でありますと、210分の23でありますとか、35分の2というものが負担割合として求めていくという形になります。最終的に事業者に求める負担割合としましては、全体の事業費の9分の1という形になります。市の負担割合が9分の2、国の補助が事業費の3分の2という形になっております。
- 芦田委員長　　答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員　　確認なんですけれども、これは参入するときに発生する費用、分担金ということで継続していくときには特に費用がかからないという認識でよろしいでしょうか。
- 芦田委員長　　佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長　　おっしゃったとおり、一度きりということでございます。
- 芦田委員長　　答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 芦田委員長　　質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第7号、安芸高田市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第7号の審査を終了いたします。

次に、所管事務調査を行います。地域公共交通計画についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長 事前に委員長からいただいております地域公共交通計画についてのうち、具体的に説明を求める内容について、3点ほど質問がありました。このことに対し回答させていただきます。

1点目、交通体系の見直しの中で、土日祝日の運行についてタクシー事業者と協議をしているか。2点目の高齢者の移動手段として、お太助ワゴンと介護タクシーとの連携についても検討するとあるが、進捗状況については、現地点ではまだ着手しておりません。その理由といたしましては、3月末を目途に公共交通計画の実施計画である利便増進実施計画の策定を目指しており、策定後に具体的な検討をしていくこととしているためです。

3点目のタクシー事業者の高齢化が進んでおり、あと何年くらいでお太助バスやお太助ワゴンの運行ができなくなるのかについては、随時、各タクシー事業者において運転手を募集状況の確認をしております。それぞれの事業者によりまして確保されている、されていないという状況がありますが、実際のところタクシー事業者ではないということで、私どもとしましては、いつ運行ができなくなるかということは、今時点ではお答えできないというのが実情でございます。

回答は以上でございます。

○芦田委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 最初、土日祝日のお太助ワゴンが平日のみというところで、やはり市民の方から土日の運行ができないかという問合せもあつたりします。こちらについては、今後そういった改善といいますか、そういうのはしていく予定なんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

- 佐々木政策企画課長 先ほども申し上げましたが、今年の3月利便増進実施計画の策定を行いますので、その実施計画に基づきまして検討していくという形になります。当然タクシー事業者、主な運行事業者でございますが、そちらの御意見等も参考にさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 以前、公共交通計画のときに公共交通網形成計画、こちらを今年度作成するというような話があったかと思うんですけども、そのあたりについては進捗どのようになっていますでしょうか。
- 芦田委員長 佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長 網形成計画ではなくて利便増進実施計画でございます。こちらにつきましては、今年度の3月末に策定ということで、作成次第、公表をしていきたいというふうに考えております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
田邊委員。
- 田邊委員 今回、一般質問で熊高議員がライドシェアについて質問されました。ライドシェア等も協議会に参加するという答弁もあって、今後、検討されていくんだろうと思うんですけども、そういった部分も含めて利用増進実施計画も策定されているという認識でよろしいのでしょうか。
- 芦田委員長 佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長 そのように考えております。具体的にどの地域でという形までには至っておりませんが、ライドシェアというような記述もその計画の中に盛り込むようにはしております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
田邊委員。
- 田邊委員 もう一点お聞かせください。ライドシェアも話が出たと思うんですけど、今はまだ先の話にはなるかと思うんですが、自動運転のことも今後出てくるのかなと思うんですけど、そういった部分も計画の中で協議されてるのでしょうか。
- 芦田委員長 佐々木課長。
- 佐々木政策企画課長 具体的にその内容までは記載という形にはなっておりませんが、幾らかその業者とそういった自動運転のヒアリングというのもさせていただいた経緯というのがあります。どこまで具体的に書けるかどうかというのは、今の時点ではまだ確定をしておりません。
- 芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
以上で、地域公共交通計画についての調査を終了いたします。  
ここで、説明員入替えと換気のため11時5分まで休憩といたします。



~~~~~○~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

- 芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
これより教育委員会に係る議案審査、所管事務調査を行います。  
先に教育長より挨拶を受けます。  
永井教育長。
- 永井教育長 おはようございます。本日は議案審査2件、所管事務調査1件について御審議いただきます。どうかよろしく願いいたします。
- 芦田委員長 それでは、議案第20号、安芸高田市学校給食費の管理に関する条例議案第21号、安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例の2件を一括で議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
内藤教育総務課長。
- 内藤教育総務課長 それでは、説明資料をお開きください。  
議案第20号、21号について要点を御説明いたします。  
まず議案第20号です。この条例を制定する趣旨です。国はガイドラインを示し、学校給食費の公会計化を推進しています。現在、学校給食は、私会計として口座を開設し、給食センターの所長、副所長において管理をしております。2024年度から予定している給食費の無償化に伴い、学校給食費を市の一般会計に組み入れ、いわゆる公会計化に移行し、その管理に関して必要な事項を条例で定めるものです。  
2番、学校給食費の実施対象者は、給食センターの給食提供を受けている児童生徒、園児、その他学校給食の必要がある者、例えば、学校の教職員などです。学校給食費の無償化の範囲ですが、市内の小・中学校に在籍している児童生徒の保護者等ですが、教育扶助や就学奨励費など他の制度で、主援助を受けている保護者等を除きます。また、市内に住所を有する園児の保護者等については、幼児教育保育の無償化に係る対応で、2019年、令和元年10月から既に学校給食費が無償となっておりますので併せて記載しております。  
その他にありますように、条例の施行に関して必要な事項は、別途教育委員会規則で定めます。1食当たりの給食費の額は記載のとおりで、規則で定めます。また、一般会計当初予算に歳入歳出を組んでいます。  
次に、説明資料2ページを御覧ください。  
議案第21号については、給食費の管理に関する条例の制定に当たり、関係条例を整理し、一部改正を行うものです。改正内容です。第1条関係で、センターからの給食提供先の施設として、安芸高田市認定こども園を追加します。平成31年に保育所条例の一部改正が行われ、新たに認定こども園の設置及び管理条例が制定されたときに、反映できておらず、

このたび改正を行うものです。

それでは、議案書20号をお開きください。

1ページを御覧ください。第2条は用語を定義しています。2ページ、第3条は、学校給食の対象者で詳細は規則で定めるとしています。第4条から第7条は、学校給食費の徴収などについて定めています。第8条で、給食費の無償化の対象者について定めています。3ページ、条例の施行期日は、令和6年4月1日です。

続いて、議案書第21号を御覧ください。

第1条で給食センターが給食の調理等を一括して行う施設に、認定こども園を追加し、文言を整理しています。この条例は、公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長 これより質疑を行います。本案2件を個別に質疑を行います。まず、議案第20号、安芸高田市学校給食費の管理に関する条例に対する質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 給食の無償化なんですけれども、教職員はこれまでどおり有償ということで、これが一般会計に含まれるということで、教職員と市、ないしは教育委員会が給食費のやり取りをするようになるという理解でよろしいでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

内藤課長。

○内藤教育総務課長 給食費の徴収に関しては、教育委員会で事務を行っていきます。

○芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 20号の8条の給食を無償とするというところで、生活保護法との関係と具体的にはどのようなことになるということなんでしょうか。だからもう既に生活保護費で払われてるから、その保護者からは当然徴収しないということですが、事務的というか、市の中でそれはもうもらった形にするという意味に捉えてよろしいんですか。

○芦田委員長 内藤課長。

内藤課長。

○内藤教育総務課長 生活保護費のほうは市の担当課がありますので、そちらから歳入として入ってくるという状態になります。

以上です。

○芦田委員長 ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 これまで学校単位で給食費の徴収を行っていて、教職員の負担にもなっていたかというふうに思うんですけれども、これによってどれくらいの事務が軽減されるとお考えでしょうか。

- 芦田委員長 答弁を求めます。  
内藤課長。
- 内藤教育総務課長 具体的な数字とか示すことはできませんけれども、徴収だったり電話をかけたとか給食費いろんなところで携わっているところが、多少削減できると考えております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員 改正案の2ページ、第8条第2項の表現なんですけど、上にいろいろ書きものがあったとしても、この第2項で市長は学校給食費を無償とするともう断定されておるんですけど、無償とすることができるのではないかと思うんですけど、もうこの条例だけでもう一切給食費の賦課ができんようになると思うんですけど、そこらは大丈夫なんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
内藤課長。
- 内藤教育総務課長 もう一度質問をお願いいたします。
- 芦田委員長 山本委員。
- 山本委員 議案第20号の条例案の2ページ、一番下です。第8条の第2項に、市長は第4条第1項の規定にかかわらず、市内に住所を有する園児の保護者等が負担する学校給食費を無償とすると、もう断定してあるんです。じゃあ上のほうに賦課するかどうかというようなことはなくても、この文面でもって安芸高田市は給食費を徴収することができんところいう状態になると思うんです。この文言でいいのか悪いのかいうところは、これで大丈夫なんですかということをお聞きします。
- 芦田委員長 内藤課長。
- 内藤教育総務課長 学校給食は、子どもたちも食べますけれども、先ほども話しましたように教職員も食べます。よって徴収をするということは、ここに条例で明記をまずさせていただきます。その上で無償化の対象となるものが第8条の第1項のところで、小中学校の子どもたちの保護者、それから、先ほど言われた、第2項市長は云々かんぬんというところがありますが、これについては既に無償化になっている保育所の子どもたちの保護者に対する給食費の無償という2本立てで定めています。  
以上です。
- 芦田委員長 山本委員。
- 山本委員 第2項の市内に住所を有する園児の保護者なら分かるんですけど、この保護者等というのを探したんですけど、この保護者等というのは、どこに表現があるんでしょうか。第2条の7号のことを言うところでしょうか。
- 芦田委員長 内藤課長。
- 内藤教育総務課長 まず保護者等の定義ですけれども、これについては、条例の2ページの上側、(7)保護者等というところで用語の説明をしております。

- 芦田委員長 山本委員。
- 山本委員 今手元に法規がないのでここまでは気がつかなかったんですけど、第7号の保護者等というのは、学校教育法第16条に規定する保護者とここに定義が書いてあります。この第16条に規定する保護者というのは、どういった人たちを指すんですか。
- 第8条第2項の表現です。私勘違いしたのかも分かんませんが、市内に住所を有する園児の保護者等というものは小中学校の保護者を含めた意味かなと思って解釈したんですが、この等を。ここにもうはっきり学校給食を無償とすると書いてあるんなら、小中学校の保護者も、この等の中に入るんなら、全てが給食費は取ったらいけんと。この条例が出来上がったら、そういうふうになるかなと思ったんです。今の説明では、市内に住所を有する園児の保護者等、要するに、未就学児ですよ、保育園なんかに行つとる保護者の給食費を無償にするとういうことが書いてあるんですか。そこのところの第2項の考え方を説明してみてください。
- 芦田委員長 内藤課長。
- 内藤教育総務課長 この条例は学校給食費です、まず。学校給食費とは今具体的に言いますと、給食センターで給食を作って給食提供しているのが学校給食となります。そこの提供を受けている保育所の園児、児童、園児等の保護者については無償となります。よって、ここで規定しているのは、つまり未就、3歳未満児の給食はうちでは提供しておりませんので、そちらに関してはここでは無償とかいうことにはなっておりません。
- 以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第20号に対する質疑を終了いたします。
- 次に、議案第21号、安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例に対する質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって議案第21号に対する質疑を終了いたします。
- これより討論を行います。討論はありませんか。
- 〔討論なし〕
- 芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
- これより議案第20号、安芸高田市学校給食費の管理に関する条例、議案第21号、安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例の2件を一括して、起立により採決いたします。
- 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕

- 芦田委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第20号、議案第21号の審査を終了いたします。  
次に、所管事務調査を行います。  
学校規模適正化推進事業についてを議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
内藤教育総務課長。
- 内藤教育総務課長 それでは、所管事務調査、申出のあった2点、スケジュールに遅れが生じている理由と今後の予定について説明します。  
資料1ページを御覧ください。  
上側が12月の委員会で提示したスケジュールです。前回の委員会で、保護者説明会を12月に行うことで、全体的に3か月程度ずれ込んでいることを説明しました。2の今後のスケジュールを御覧ください。  
現在は、推進計画の素案作成中です。12月に示したスケジュールより2か月程度遅れが生じています。理由としては、保護者アンケートの結果を踏まえ、推進計画の素案作成に時間を要しているためです。時間を要している要因について説明します。  
2ページを御覧ください。  
12月に行った保護者説明会の参加者にアンケートを行った結果です。校数案については、1校案への理解が増えてきていますが、説明会を重ねてきてもいまだ、分からないと回答した人が、2割弱、また、2校案についても分からないと同程度の割合となりました。  
このアンケート結果を踏まえ、今作成中の推進計画の素案に、統合中学校の校数や位置をどう記載していくか、その内容や公表に向けて、内部での協議、検討を行ってきているためです。推進計画の素案が完成しましたら、住民へ説明をし、パブリックコメントを行っていく予定です。住民説明を行う予定の4月には、学校でPTA総会や参観日等があります。これまでの保護者からの意見も踏まえ、可能な限り学校等へ出向き、より多くの保護者に素案を説明していきたいと考えています。  
以上で説明を終わります。
- 芦田委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
南澤委員。
- 南澤委員 これまで素案の作成の部分が2度ほど期限が延びてきていると思うんですけども、今回は今おっしゃった4月に公表ができるという見込みと捉えてよろしいでしょうか。
- 芦田委員長 内藤課長。  
○内藤教育総務課長 その予定で進めております。  
○芦田委員長 答弁を終わります。ほかに質疑はありますか。  
〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

以上で、学校規模適正化推進事業についての調査を終了いたします。  
ここで執行部退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、陳情要望等の審査に入ります。

自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度を策定することを求める意見書を執行部に提出することの件を議題といたします。

陳情書の内容について事務局より説明をいたします。

毛利事務局長。

○毛利事務局長

それでは、陳情要望等の説明をさせていただきます。

自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度を策定することを求める意見書を執行部に提出することの要望でございます。2024年1月24日付で、教科書問題を考える市民ネットワーク広島共同代表4名の連名で提出されたものです。1月29日に事務局で受け付けております。

要旨としましては、県内2市町を除く自治体が自衛隊隊員募集資料送付のためとして、住民基本台帳情報を自衛隊に提供しており、ほとんどの該当者は自分の情報が自衛隊に提供されていることを知りません。そこで、当会は、以下の意見書を提出することを陳情するということで、自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外(オプトアウト)申請ができる制度をすることを求める意見書を執行部に提出することを求められております。

安芸高田市の現在の状況でございますが、現在自衛隊からの情報提供の求めに対しては、磁気媒体や紙媒体での情報提供は行っておりません。住民基本台帳法にあります国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧に基づき、住民基本台帳の閲覧を許可しており、提供除外申請ができる制度は策定しておりません。

以上で陳情要望書の説明を終わります。

○芦田委員長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時29分 休憩

午前11時38分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

意見のある方、発言をお願いいたします。

熊高委員。

○熊高委員 休憩中にもいろいろ各委員からありましたように、現状定かはこの方向を決めるというところにまで至らないというふうないろいろ御意見があったと思います。特にオプトアウトというようなことが法的なことも含めて確認する必要があるということもありましたし、自衛隊を無批判に生徒たちが、つながる懸念もあるということもありますけれども、全てがそういう状況にあるかどうかということも含めて、まだまだ定かでないところもかなりありますので、今後注視をしながら、継続審査という形にさせていただいたほうがいいと思いますので、提案をします。

○芦田委員長 継続審査を求める声がありますので、お諮りいたします。  
自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度を策定することを求める意見書を執行部に提出することの件を、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数と認め、本件は継続審査とすることに決定しました。  
以上で、自衛隊への個人情報提供を望まない人が事前に提供除外申請ができる制度を策定することを求める意見書を執行部に提出することの審査を終わります。

続いて、その他の項に入ります。

それでは、閉会中の継続調査事項について御協議願います。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時40分 休憩

午前11時42分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
皆さんから閉会中の調査事項について御意見を伺いたいと思います。  
意見はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 学校規模適正化推進事業について先ほど教育委員会に対して所管事務調査を行いました。その中で4月に素案が出来上がって、そちらを保護者だったり、住民だったりに説明していくということでした。その素案に対して調査が行えるように引き続き、学校規模適正化推進事業について所管事務調査は継続で行いたいと思います。

以上です。

○芦田委員長 ほかにありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 地域公共交通計画についてなんですけれども、先ほど調査をした中で執行部の答弁で、この3月末に利便増進実施計画が新たに出るということでそちらで具体的なものが出てくるということでした。この地域公共交通計画についての所管事務調査はこれで終了して、この新たに出る計

画が出てからそれを見た上で、また調査が必要であれば新たな所管事務調査をすればいいと思いますので、この地域公共交通計画については今回終了でいいかと思います。

○芦田委員長　それでは、先ほど御意見をいただきましたとおり、別紙一覧のうち、学校規模適正化推進事業を継続調査とし、定例会最終日に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長　異議ありませんので、さよう取り計らせていただきます。よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行います。

その他、皆さんから何かございませんか。

〔発言なし〕

○芦田委員長　ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら発言願います。

〔発言なし〕

○芦田委員長　それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長　異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
以上で本日の委員会の議事は全て終了いたしました。  
これをもって第16回総務文教常任委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前 11時45分 閉会